

令和5年5月25日  
(金曜日)

令和5年 第4回幌延町議会（臨時会）  
会議録 第1日目

## 議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
  - 2 会期の決定
  - 3 諸般の報告
  - 4 議案第1号 幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 5 議案第2号 幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 6 議案第3号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
  - 7 議案第4号 工事請負契約の締結について（新糠南橋橋梁補修工事）
  - 8 議案第5号 工事請負契約の締結について（八線橋橋梁補修工事）
  - 9 議案第6号 工事請負契約の締結について（留目橋橋梁補修工事）
  - 10 議案第7号 工事請負契約の締結について（町道幌延北進線道路改良工事）
  - 11 議案第8号 工事請負契約の締結について（町道駅前仲通線道路改良工事）
  - 12 議案第9号 工事請負契約の締結について（問寒別地区給配水管改修工事）
  - 13 議案第10号 工事請負契約の締結について（総合体育館自家用発電機等改修工事）
  - 14 議案第11号 財産の取得について（散水車7 t購入）
- （ 閉 会 宣 告 ）

## 本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告	日 程 第 8	議 案 第 5 号
日 程 第 1		会議録署名議員の指名	〃 9	議 案 第 6 号
〃 2		会 期 の 決 定	〃 10	議 案 第 7 号
〃 3		諸 般 の 報 告	〃 11	議 案 第 8 号
〃 4		議 案 第 1 号	〃 12	議 案 第 9 号
〃 5		議 案 第 2 号	〃 13	議 案 第 10 号
〃 6		議 案 第 3 号	〃 14	議 案 第 11 号
〃 7		議 案 第 4 号		閉 会 宣 告

出席議員（8名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

出席説明員

町 長	野々村 仁
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	青 木 順 一

総 務 財 政 課 長	早 坂 敦
住 民 生 活 課 長	古 草 勝
保 健 福 祉 課 長	村 上 貴 紀
企 画 政 策 課 長	角 山 隆 一
建 設 管 理 課 長	島 田 幸 司

教 育 次 長	伊 藤 一 男
---------	---------

総務グループ主幹	伊 藤 崇
農林グループ主幹	新 野 貞 治
社会教育グループ主幹	田 村 浩 希

国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩 川 実 樹)
------------------	-----------

総務グループ総務係長	森 本 讓
------------	-------

選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)
-------------	---------

議会事務局出席者

事 務 局 長	岡 田 英 樹
主 任	横 山 薫

(10時00分開会)

議長 西澤裕之君

おはようございます。

本日の出席議員は、8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第125条の規定に基づき議長において1番 高橋秀明君、2番 佐藤忠志君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日5月25日、1日にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配布した資料のとおりです。

以上をもって、「諸般の報告」を終わります。

日程第4 議案第1号「幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古草 勝 君

議案第1号「幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、国民健康保険運営に当たり、課税額の見直しが必要となったこと、また、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されたことに伴う後期高齢者支援金に係る課税限度額の引き上げが主な改正であります。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せて御覧願います。

第2条第3項の改正は、後期高齢者支援金等課税限度額を引き上げる改正で、法定限度額に合わせ、20万円を22万円に改正するものであります。

第3条から第5条の2の改正については、医療費分の基礎課税額、第7条の2から第7条の3については、後期高齢者支援金等課税額、第8条から第9条の3については、介護納付金課税額について、それぞれ所得割の率、均等割額、平等割額を引き上げる改正であります。

第13条第1項各号の改正については、課税限度額及び各区分における課税額の改正との関連から、各軽減対象世帯における均等割額、平等割額について、それぞれ減ずる額を改めるものであります。また、同条第2項の改正につきましては、未就学児がいる世帯における均等割額について、各世帯の課税区分に応じ、それぞれ減ずる額を改めるものであります。

第13条の2、第14条の2、及び附則の改正につきましては、条項や文言の整理となることから、説明を省略させていただきます。

次に、この条例の附則であります。第1項は施行期日に関する規定で、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

第2項は、改正後の条例を適用する年度について規定しております。

以上、議案第1号、幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

7 番 斎 賀 弘 孝 君

今説明もあったのですが、ちょっと改めてお伺いします。この値上げ分は具体的に何に使われるための値上げなのかをまず1点目にお伺いしたいと思います。

それと2点目に、現在の幌延町の加入者状況についてお尋ねします。

幌延町は今、国民健康保険に加入率は、何世帯のうち何人が加入されているのかお伺いします。

住民生活課長 古 草 勝 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

国民健康保険税、何に使われるのかという御質問でございますが、こちらにつきましては北海道に対する納付金に充当されるものでございます。

それから続きまして何世帯、何人かという御質問でございますが、現状国保の加入世帯は326世帯、530人となっております。

現時点での町全体の世帯数、人数等はちょっと今頭に入っておりませんので、後ほど回答したいと思います。よろしくお願いいたします。

7 番 斎 賀 弘 孝 君

すいません質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、保険税が何に使われるのかではなくて、値上げ分は何に充てていくのかという質問なのですがよろしくお願いいたします。

住民生活課長 古 草 勝 君

上がった国保税につきましても、これは何のために税金を徴収しているのかということと北海道の納付金に充当するためということになりますので、御理解をいただきたいと思えます。以上です。

7 番 斎 賀 弘 孝 君

これまでも健康保険税の滞納者もいましたが、この値上げによってまた更に滞納者が増えるか、滞納を回収するのが困難になるという考えはありますか。ありましたらお聞かせください。

住民生活課長 古 草 勝 君

今回の引上げによりまして滞納者が増えるかどうかにつきましては今現時点でお答えすることはできませんが、滞納者に対してはより一層、徴収を強化し解消していくつもりでございます。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号「幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早 坂 敦 君

議案第2号「幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定」についての提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により「新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る一定の業務について、感染症防疫等作業手当を支給する」と規定した人事院規則の一部改正がされたことにより、本町においても、令和2年12月議会において、新型コロナウイルス感染症の患者などに接して行う業務について、特殊勤務手当を支給する内容の改正をいたしました。

今般、新型コロナウイルス感染症の危険性は低くなったと判断され、令和5年1月27日には、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び、感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、季節性インフルエンザと同様の5類感染症に位置づけられることとなりました。

それを受け、人事院においては、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例を廃止することとした規則の一部改正が、令和5年5月8日に公布、施行されたことから、本町においても同様に、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員についての、特殊勤務手当の特例を削る改正をしようとするものです。

内容につきましては、現行の「幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例」の附則第3項及び第4項で規定されております「感染症等防疫作業手当の特例」を削る改正をしようとするものです。

附則であります、この条例は、公布の日から施行しようとするものです。

以上、議案第2号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

今の説明で、12月にそれらしき手当の支給ということが決まっていたらしいのですが、その時点で私、議会に出ていませんので分かりませんので、改めてお尋ねしますが、この時点で廃止する前の対象者は何名いたのですか。

総務財政課長 早 坂 敦 君

お答えいたします。対象者といいますかこれは医療従事者、いわゆる新型コロナウイルス感染症の感染のおそれがあるといいたいまいしょうか、そういった患者さんに接した医療従事者等に対して支払われるものということでございます。

対象者としましては医療従事者、看護師全般が対象者ということになりまして、その人数といいたいまいしても、ちょっと今手元に明確な資料ございませんが、15名の方が、最終的に実際に従事されたということでございます。

ちなみにですが、延べ人数といたしまして、令和2年の12月から交付するという形になっておりました。交付と言いましようか手当をとするという形になっておりましたが、最終的には1日の延べ件数になりますが829件の対象があったということで御理解いただきたいと思っております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

先程、斎賀議員から質問された答弁がございましたので、ここで答弁を許します。

住民生活課長 古 草 勝 君

先ほど現時点での人口、世帯数をお答えできませんでしたが、4月末時点での世帯数は1,232世帯のうち326世帯、人口につきましては2,148人のうち530人が国

保加入として推計しております。以上です。

議長 西澤裕之君

日程第6 議案第3号「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上貴紀君

議案第3号「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

本条例は、本年4月1日に施行されましたこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法などの関係法律及び内閣府設置法などの行政組織に関する法律の一部改正がなされたことに伴い、関係する3つの条例において、引用条項のズレに関する整備など、所要の改正をしようとするものです。

議案並びにお配りしました新旧対照表も併せて御覧願います。

第1条、幌延町子ども・子育て支援会議設置条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の第72条から第76条までが削られ、第77条から第87条までを5条ずつ繰り上げる改正がなされたことに伴い、引用条項を改めるものです。

第2条、幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の第19条第2項を削る改正がなされたこと、

学校教育法の第25条に第2項及び第3項を追加する改正がなされたこと、内閣府設置法などの行政組織に関する法律の一部改正により、法律における根拠規定の所管が変更されたことこれらの法改正に伴い、引用条項及び所管省等に関する事項を改めるものです。

第3条の幌延町家庭的保育事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、第2条での説明同様、根拠規定の所管省に関する事項の改正です。

次に附則であります。この条例は公布の日から施行し令和5年4月1日から適用することとしております。

以上、議案第3号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。



よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

ただいま議題となっております、議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第4号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定」に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものであります。

契約の目的については、令和5年度施行 新糠南橋橋梁補修工事であります。

契約の方法については、指名競争入札であります。

契約金額は6,406万4千円で、契約の相手方は、天塩郡幌延町字幌延221番地1 土屋建設株式会社 代表取締役 堂 俊英氏で、現在、仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、橋梁塗装支承モルタル補修、伸縮装置補修などで、令和5年11月30日までの工期であります。

以上議案第4号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

6番 無量谷 隆君

この橋なのですが、図面が載ってないので、どの辺なのかの確認と、橋は全面通行止めになるのか、片側通行でやれるのかその辺を確認したいです。

建設管理課長 島田幸司君

新糠南橋につきましては、町道中間寒糠南線に架っている橋梁でございます。

補修工事の内容につきましては全面通行止めを掛けずに片行で進めていきまして地域の方々に御迷惑のかからないように進めていきたいと思っています。以上です。

6番 無量谷 隆君

何号線と言ってもなかなか思いつかない部分があります。そういう中で全面的な地図があれば幸いかなと思うのですが、これからある程度全面の地図を表示してほしいという感じがいたします。

次もそうですが、そんな感じで指摘していきたいなど。最後の方の水路の補修工事のところには図面が1か所載っているのですが、そのほかは載っていないので、その辺よろしくお願ひします。

建設管理課長 島田幸司君

今まで橋梁補修の関係で議決案件等につきましては、位置図等は付けてはおりませんでしたので、今後協議していきたいと考えています。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

3番 深澤博幸君

今回の契約金額の予定額と、それから落札比率と2番目の落札者の業者と金額を伺いた

いと思います。

建設管理課長 島田幸司君

以前の議会でも御質問等で何社、どこの会社を指名してというお話も過去にもありました。基本的には、これら個別の会社名につきましては、幌延町建設工事等の入札の経緯と結果並びに予定価格の公表に関する要綱というものがございます。そちらの方は建設管理課で閲覧できますので、個別に建設管理課の方にお越しいただければ、予定価格並びに落札金額、その他の入札の会社の入札額が分かりますのでそちらは公表するようになっておりますのでよろしくお願ひします。

3 番 深澤博幸君

だいたいは理解できたのですが、公表するのであれば議会でも公表してよろしいのではないのでしょうか。

時間に限りがあるという、お答えできないというのならそれで仕方がないのですが。

次の質問ですけど、今回の入札に参加された業者も公表できないということですか。

建設管理課長 島田幸司君

公表できないということではなく、先ほど申し上げたとおり公表に関する要綱がございまして、建設管理課の方で閲覧ができますという要綱を作っております。

先ほどと同じ答弁になりますが、過去にも議会で入札した会社の社名を教えたらどうだというようなお話がありましたが、議会の中で議事録として残る部分で、そちらを議会で公表するのはいかがかということが過去にあったと思いますので、議会の中で会社名を公表することはどうなのかというふうに私は考えています。

3 番 深澤博幸君

今回、指名、何社参加されたか分からないのです。それも今回は公表できないということですか。

建設管理課長 島田幸司君

町内業者が2社、町外業者が3社です。以上です。

議長 西澤裕之君

ほかにありませんか。

1 番 高橋秀明君

ただいまの工事請負締結についてなのですが、土屋建設さんが両方といいますか、橋の改修工事、二つとも受けているのですが、金額もほぼ同じぐらいなんですよ。

おそらく新糠南橋、糠南の近くあるいはもう一つの方は後でまた説明があると思うのですが、八線橋ですね、図面を見たら、ほぼ同じような形に見えるし、金額が似ているから、同じぐらいだと思うのですが、後からの説明のときでもいいので具体的にどのような設計でお願いしているかという点、その点をお聞かせ願ひたいと思います。

建設管理課長 島田幸司君

今の新糠南橋のお話、提案理由の中身の御質問だと思うのですが、先ほど申し上げたとおり、橋梁点検を行って、この新糠南橋のここと、こことここが問題ありますよという診断結果を元に詳細設計を行いまして、先ほど提案理由の中でも御説明させていただきましたが、

橋梁補修、支承モルタル補修、伸縮装置の補修、伸縮装置の取替えなのですが、そちらが主な補修内容です。以上です。

1 番 高 橋 秀 明 君

それでは後からの方の八線橋、また説明あると思うのですが、この図面上からいうとほぼ請負う金額が同じなので似たように見えます。その点は、同じような方法で設計については別のところに依頼しているのかどうか、その辺も含めてお聞かせ願いたいと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君

1 番、高橋秀明議員、八線橋については八線橋のときに質問していただきたいと思います。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

設計会社はどこかということでしょうか、

(高橋秀明議員「それとも含めてお願いしたのか。別の設計会社が入っているのか、その点です。」)

建設管理課長 島 田 幸 司 君

令和5年度補修いたします橋梁補修に関しましては、昨年度以前にも議員も御存じだと思うのですが、橋梁の点検を行って判定がここここが悪いと、3判定以上の橋梁の判定が出ているところについて、昨年度以前にコンサルさん、土屋建設ではございません。コンサルさんに詳細設計をお願いして、令和5年度、補修を行うというような流れです。よろしいですか。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

7 番 斎 賀 弘 孝 君

今までの説明でちょっと分かったのですが、大体この3以上、3か3.5なのでしょう。それを、今回の補修工事によって4段階あるうちの、2ぐらいにもっていくのですか、1ぐらいにもっていくのか、それとも2ぐらいにもって行ってまた5年後に行われる診断審査ですね、それに間に合うようにする今回の工事になるのかお伺いします。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

基本的に今後の橋梁補修につきましては、議員も御存じだと思うのですが国の補助金が入るといようなものになります。この補助金につきましては、要するに2以上につきましては基本的に補助金の交付対象になります、補修工事につきましては。

今回、補修を行う橋梁につきましては3以上ということで、国の補助金を頂きながら橋梁の補修を進めていくという流れになります。

これを今回の補修で3に近い2にするまで直すのか、それとも1にするのかというような御質問だと思うのですが、基本的にはこの5年スパンで橋梁点検を行いなさいと国の方から言われている中で今回補修をして、また次も、例えば2.5とか2ぐらいの補修にして、5年後にまた3になります、また補修をしなければならないということは町の財政上の問題もありますが、そこはきちんと避けていきたいと、だから、要は1に近い判定になるように橋梁の補修を進めていかなければならないのかなと思っております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第5号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものであります。

契約の目的については、令和5年度施工八線橋橋梁補修工事であります。

契約の方法については、指名競争入札であります。

契約金額は6,512万円で、契約の相手方は、天塩郡幌延町字幌延221番地1 土屋建設株式会社 代表取締役 堂俊英氏で、現在仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、橋梁塗装支承取替えモルタル補修、伸縮装置補修などで令和6年1月10日までの工期であります。

以上、議案第5号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

3番 深澤博幸君

今の工期の部分、聞き逃したのかどうか分かりません。もう1回工期の日程をお知らせください。

建設管理課長 島田幸司君

工期につきましてはまだ現在仮契約中ですので、本日の議会をもって承認いただけたら、本契約というふうになります。

今後、請負業者さんと、全体の工程が町に提出されると思いますが、基本的には令和6年1月10日までの工期というふうには考えております。以上です。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

7番 斎賀弘孝君

これは橋梁の工事で、公共工事なので北海道の単価である橋梁工事塗装が入っているので、塗装工の工事、北海道で34,500円。そして橋梁の特殊工等で、北海道の単価3

2, 100円等が含まれる労務単価で算出した契約金額になるのですか。

建設管理課長 島田幸司君

議員が存じ上げているその内容のとおりでございます。

先ほども申し上げたとおり、国の交付金が入る工事ですので、きちんとしたという言い方はおかしいですけれども、きちんとした公共単価を用いての算出となっております。以上です。

議長 西澤裕之君

ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

4番 高橋秀之君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(高橋秀之議員退場)

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第6号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものであります。

契約の目的については、令和5年度施工留目橋橋梁補修工事であります。

契約の方法については、指名競争入札であります。

契約金額は9,537万円で、契約の相手方は、天塩郡幌延町栄町6番地8 株式会社高橋建設 代表取締役 高橋和子 氏で、現在、仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、伸縮装置補修、支承取替え補修、地覆高欄補修、橋梁塗装などで令和6年3月21日までの工期であります。

以上、議案第6号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

3番 深澤博幸君

先ほど無量谷議員からも指摘されたように、場所的にどこなのか検討つかないんだよね。分からないで審議するというのも難しいので、どの辺ですか場所は。

建設管理課長 島田幸司君

お答えします。

今、口頭で、この辺という部分はちょっと難しいので、路線名だけでお答えさせていただきます。

町道中間寒糠南線、町道糠南中間寒線自体が結構距離があるのですが、そちらの方に架っている橋梁留目橋になります。以上です。

3 番 深澤博幸君

今、後ろの斎賀議員にも問寒別の場所知っていたかと言ったら、知らないというお答えのとおり、もう少し丁寧に親切に教えていただけませんか。

建設管理課長 島田幸司君

今回の議案とは関係ない、後で提案理由の説明させていただきますけども、場所的には、議案第9号の工事請負契約の締結についてという図面がございます。

そちらの方に丸で右上の方に河川横断工、留目橋橋梁と書いていますがそちらが、その場所になります。以上です。

議長 西澤裕之君

ほかに質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

4番 高橋 秀之君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第7号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき議案記載の工事請負契約の締結について提案するものであります。

契約の目的については、令和5年度施行 町道幌延北進線道路改良工事であります。

契約の方法については指名競争入札であります。

契約金額は1億1,968万円で、契約の相手方は、天塩郡幌延町栄町6番地8 株式会社 高橋建設 代表取締役 高橋 和子氏で、現在、仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、道路改良事業で、歩道を含む路盤工、舗装工共に263.16mで、令和6年2月13日までの工期であります。

以上、議案第7号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

7番 斎賀弘孝君

議案第7号の道路は以前から町民の皆さんからも要望もあったし、また議会でも、現場視察ということで、いろいろ勉強させてもらった箇所なのですが、そこですね、両隣、かなり住宅も入っているし、住宅の敷地とかもあのかは見えましたが、それらの住宅を持っている方々の対策等はどのように考えているのかお伺いします。

建設管理課長 島田幸司君

対策と申しましょうか、基本的には今の現況の町道の道路幅員の中で、工事は進めていくというふうに設計も全て終わっていますので、いわゆる民地の取付けにつきましても、今の状況はとても悪いので、その辺も含めて補修を進めながら、地域の方々が利用しやすい道路を作っていきたいと考えております。

また今回の工事につきまして、議会の承認後、本契約となりますが、請負業者さんが決定しましたら、改めて沿線の町民の方々を対象とした、工事に関する概要説明と、また要望等があればその辺の説明会を開催して、地域の方々にも、もちろん工事で御迷惑を掛けますので、そちらも含めた形で説明会を開催して御理解をいただきたいと考えております。以上です。

7番 斎賀弘孝君

特別にここは学校のスクールゾーンというか、通学路でもあると思いますので、そこら辺の方学校とも、また、業者さんが決まったら業者さんとも、十分、町民、子供たちの安全安心のため、よろしくお願ひしたいことを改めて申し上げます。

議長 西澤裕之君

ほかに質疑ございます。

5番 植村敦君

今、図面を見てきたのですが、通常の道路とはちょっと、形が違う形態になっているのかなというふうな、左側の側に縁石というのですか、従来のそれがないような状態で右側だけにこれを付けるという道路改良工事なのでしょうか。

建設管理課長 島田幸司君

ただいまの御質問にお答えします。

こちらの幌延北進線につきましては、3年前ですか、議員の皆様にも現地の方を確認させていただいていると思うのですが、現況も、片側に歩道が入っていて、左側には歩道がないという道路形状でして、今回の道路改良につきましても今の現況を踏まえながら歩道幅員を広げると、道路も車道も広げるというような形での整備を進めていくということであります。以上です。

6番 無量谷隆君

ここの図面見るとかなり道路に接近している住宅があります。

そういう中で、住宅の傾きとかそういうのは事前に測量しているのか、その辺も聞きたいのですが、工事をやることによって、住宅が傾く可能性がある地盤帯もあります。その辺の住宅との関連でそういう調査というか、そういうものを行っているのかしていないのかその辺どうでしょう。

建設管理課長 島田幸司君

幌延北進線につきましては現在、今回の道路改良について定点観測ですとか、その辺の調査を今後進めるというような方向性では考えておりません。

基本的にこちらの方、他の、今回令和4年度、5年度進めてさせていただく、ほかの町道の路線については、例えば、下水道の管路の調査なんかを進めたときに想像以上に下水道が直っている状況であるというようなことで、いろいろと地盤が悪いということで道路改良も含めた形で下水道管の敷設替を進めていきます。

町道幌延北進線につきましては、こちらでも下水道管が入っているのですが、下水道管の維持管理の調査の中では、町道幌延北進線については下水道の管のゆがみたるみが、ほぼほぼないというような状況ですので、その辺につきましては今回は考えておりません。以上です。

6 番 無量谷 隆 君

地図から見ると、住宅が接近しているような道路、図面でいうと右側ですね、縁石を作る方にU字溝か排水溝かな、これまた掘削するとなると、やはり住宅がゆがむ可能性があるのではないかという感じがするのですが、その辺の対策というか、後からゆがんでしまったということにならないようにお願いします。

建設管理課長 島田幸司君

もちろんそのように工事は進めていきたいと考えております。

こちらの路線につきましては先ほどの下水道管の説明と、繰り返しになるのですが下水道管のゆがみやたるみがないので、下水道管の敷設替をする必要がありません。いわゆる道路の路盤改良、あと一部水道管の敷設替という部分ですので、周辺の方々には議員御指摘のようなことがないように、請負業者ともいろいろと協議しながらそのように進めていきたいと考えています。以上です。

議 長 西澤裕之君

ほかに質疑ございますか。

3 番 深澤博幸君

この工事期間、時期的に冬季間に掛かると思うのですが、冬季間の工事は一時休止するのか、継続するのか。それと通行止めはあるのかなのか。

建設管理課長 島田幸司君

こちらの工期につきましては先ほど提案理由で申し上げたとおり令和6年2月13日までの工期となっております。

ただ実際にこの路線に係る改良工事、いわゆる中身的な工事につきましては冬季間施行というのは、基本的には考えられないので、現場につきましては降雪期前には終わるように進めます。



それと、令和6年2月13日までの工期となっておりますが、こちらにつきましては、受注者側の書類整理等の部分も含めた形での工期となっておりますので、そういうふうに理解していただければと思います。

また工事につきましては、議員御指摘の全面通行止めというふうに工事を進めるということは考えておりません。基本的にスクールバス等、あとは、先ほど議員からも御指摘のあったとおり、スクールゾーンにもなっておりますので、地域の皆さんに御迷惑がかからないように工事を進めていくということになります。

議 長 西 澤 裕 之 君  
ほか質問ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

4番 高橋 秀之君の着席を求めます。

(高橋秀之議員着席)

日程第11 議案第8号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第8号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては「議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものであります。

契約の目的については、令和5年度施工 町道駅前中通線道路改良工事であります。

契約の方法については、指名競争入札であります。

契約金額は6,534万円で、契約の相手方は、天塩郡幌延町字幌延221番地1 土屋建設株式会社 代表取締役 堂 俊英氏で、現在、仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、道路改良事業で、歩道を含む路盤工、舗装工共に133.33mで、令和6年1月20日までの工期であります。

以上、議案第8号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君  
これより質疑を行います。

6 番 無量谷 隆 君

この路線の所に、交差点、これ道々と接すると思うのですが、この道々の交差点に、水銀灯というか街灯を設置するのか、その工事は入っていないのか、その辺確認したいです。

建設管理課長 島田幸司君

水銀灯の設置は入っておりません。

6 番 無量谷 隆君

ここ、ふだんは非常に暗い所で、交差点としては暗いので、この際街灯を付けてはどうかという感じがするのですが。

議長 西澤裕之君

この道路の工事とは関係ない質疑になるので。

(無量谷議員「関連して付けてくれという」)

企画政策課長 角山隆一君

今の御質問ですけれども街路灯を所管しております私からお答えいたします。

現場の方の確認は必要かと思いますが、現状道々の街灯等もありますので、よくちょっと現場の方を見て、どういった対応がいいかは考えたいと思いますが、現状、駅前仲通線の沿岸バスさんの車庫の辺りにも一つ街灯がございますので、全体を見ますとそれほど、そういった暗いよという声が今までございませんでしたが、今一度確認して検討させていただきます。以上です。

議長 西澤裕之君

ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第9号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものであります。

契約の目的については、令和5年度施行 問寒別地区給排水管改修工事であります。

契約の方法については、指名競争入札であります。

契約金額は9,933万円で、契約の相手方は天塩郡幌延町字幌延221番地1 土屋建設株式会社 代表取締役 堂俊英氏で、現在、仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、給配水管敷設の延長で1,974.41m橋梁添架工が1か所で、令和6年2月29日までの工期であります。

以上、議案第9号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君  
これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。  
お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第10号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について提案するものであります。

契約の目的については、令和5年度施工 総合体育館自家用発電機等改修工事であります。

契約の方法については指名競争入札であります。

契約金額は7,590万円で、契約の相手方は、稚内市大黒5丁目6番16号 株式会社桜井電業所 代表取締役 高島 健吾氏で、現在、仮契約中であります。

改修の主な概要は、キュービクルと自家用発電機の撤去、新設と、それに伴う内部と外壁の一部改修ほかで、令和6年3月18日までの工期であります。

以上、議案第10号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君  
これより質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

この発電を現状から替えるということなのですが、発電量などは変わらないのかと、それと、万が一、緊急時に部外へ供給できる電源という目的はないのか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

教育施設ということで私から回答させていただければと思います。

発電機の容量なのですが、こちらは現在付いているのが32程度ということでございましてこれを46まで上げて対応したいと思っております。現在付いているものは屋内消火栓用の発電機でございましたので、今回、容量を上げることによりまして、非常用電源、館内の停電時等にも対応できる、また、避難所となっておりますので、避難所となったときに、

停電時も対応できるような容量ということで選定し、現在進めているというような状況でございます。よろしくお願いいたします。

あと、あくまでも自家用ということで外部に送るということではなく、体育館で使用するという事になっております。よろしくお願いいたします。

3 番 深 澤 博 幸 君

最初32kWから46に上げたというその部分の理由は何ですか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

現状付いているものについては故障しておりますので、それを替えることにはなるのですが、現状付いている容量では消化栓以外のところにはちょっと使えないということで、容量を上げることによって、館内の照明ですとか、暖房ですとかその辺に、供給ができるようになりますので、それと、現施設内で設置ができる容量ということで46を選定し、進めているところです。よろしくお願いいたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号「財産の取得について」の件を議題とします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第11号「財産の取得について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき議案記載の財産の取得について、提案するものであります。

契約の目的ですが、散水車7t、機械器具購入であります。

品名及び数量は散水車7t1台であります。

契約の方法は指名競争入札によるものであり、契約金額は4,719万円であります。

契約の相手方は、旭川市末広1条15丁目5番26号 UDトラックス北海道 株式会社 旭川支店 支店長 押切 隆氏であります。

なお、入札の結果の概要ですが、指名業者数は2社であり、落札率については94.93%となっております。

以上、議案第11号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

散水車というぐらいだから冬は当然使わないで、夏の期間だけだと思うのですが、リース車との比較検討した経緯はないのか。

それから、このタンクに入れる水源はどこなのかそれを伺いたいと思います。

建設管理課長 島 田 幸 司 君。

お答えします。リースの関係も基本的には検討はいたしました。車両につきましてはこれだけの大きい車両のリースについては、なかなかないということで、リースは諦めたという経緯があります。

もう1点ですが、散水車に水を入れる水源とおっしゃいましたか、水源につきましてですか。

(深澤議員「水道なのかどうなのか。」)

基本的に散水車ですから、散水車で使う水につきましては、川からくみ上げるというようなことをやっています。また、例えば、散水車の使う種類につきましてはそれだけではなくて例えば非常時ですとか、火災のときに、消防の方で応援があれば散水車にそちらの方は水をくんで、現場で消防車に水を供給するようなことも行っております。

基本的に散水する水については、川から水をくむというようなことで進めております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

ちなみに参考まで、リース車と買取りと、どのくらいの価格差があったのか伺いたいと思います。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

金額につきましては今手持ちで資料がございませんので、御説明しかねる部分があるのですが、先ほど申し上げたとおり、これだけの大きい散水車自体のリース車両がなかったということで記憶はしております。改めて、建設管理課の方に来ていただければその辺の資料は御説明できるかなというふうに思っております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかに質疑ございますか。

7 番 斎 賀 弘 孝 君

改めてお伺いします。

今まで持っている散水車の更新なのか、それとも増強で、散水車7tを入れることになったのかお伺いしたいと思います。

今までの散水車は2tか3t程度だったかと思うんです。7tになると、また、今までの免許を普通免許で乗れなくなってまた、この7tの車を運転する免許が必要かと思うのですが、そちらの方はぬかりはないというか、心配はしていないと思うのですが、その辺はどういう対応するのかお伺いしたいのと、散水車は特別だからUDトラックも、タイヤの付いたシャシーにタンクが乗かってそれを散水するかと思うんですよね。

散水車というのは、納期にすごい時間が掛かるという話も聞いております。

今これが順調にいつて今年使えるものになるのか、それとも、今年はまだ作ってもらっただけで精いっぱいということになるのかお伺いします。

建設管理課長 島田幸司君

お答えいたします。今、現行の散水車なのですが、こちらの方は車両が昭和58年の車両でして、40年経過しているというようなことでございます。

現行の散水車につきまして、今は6,300ℓのタンクを積んでいると。今回、それ相当の車両をというふうにもいろいろと考えたのですがなかなか今の現行ではそれだけのタンクを積んだ車両というのはなくて、今回の新車で購入させていただき散水車につきましては、一応、4,800ℓの水をくむことができるタンクを積んだトラックということになります。

また先ほど、今、免許の関係で運転できる人がいるのかいないのかというふうにも、お話しされていましたが、基本的に幌延町としましては、夏の間は道路維持を外部の方に委託業務を出しているということとして、そちらの受注者側の対応としましては現行と変わりなく免許を所有している方々が対応して問題ないのかなというふうにも考えております。

また車両につきましては、議員御存じの今おっしゃったとおりでして、基本的には、トラック、除雪車両もそうなのかもしれませんが、トラック全体がそうなのかなというふうにも私個人的には思っていますけれども、基本的にはOEM供給で、大きさがここからここまではうちの会社、ここからここまでは違う会社それぞれが、シャシーなんかを作るような形になっていて、それぞれOEM供給で、いろいろな会社の方に、そのシャシーを使った車両を納めるというような流れになっているのかなと考えています。

1から車については作ると、それにキャビンをつけて、タンクを積んで、またそれに付随するポンプなんかをつけてというような、フルオーダーの車両になってくるのかなと思えますけれども、今の納期につきましては今年度中の夏の維持管理では使用はできない、間に合わないというようなことでして、令和6年の3月21日までには、納品できるというように、UDトラックスからはお話を聞いています。1から作るということですのでよろしくお願ひします。

議長 西澤裕之君

ほかに質疑ございますか。

6番 無量谷隆君

この散水車、単独という感じなのですが、これ除雪車と兼用に使えなかったのかなという感じがするのですが、その辺の検討をしたのか、しないのか。

あるいは非常時にタンク車が人間の水を供給できるようなタンク車に併用できるのかその辺の非常時の使い方というか、単純に消防だけではなくて、人間の水の供給も可能なのかこのタンク車、お伺いします。

建設管理課長 島田幸司君

まず1点目、散水車を除雪トラックとして使用することは検討しなかったのかというお話であったと思います。現課としては検討させていただきました。

この散水車にフロントにプラグを付けて除雪車両として使えないだろうか検討させていただいたのですが、基本的にタンク車ですので、冬季間そこに水を入れない状態で放置し

ておくと、例えば何かタンクの中が腐食してしまうとか、他の自治体でもそういうふうに入れているところがあるというようなお話を聞いていますが、私たちとしては維持管理上、そのタンクの中の水を抜いたときのタンクの腐食状況ですとか、シャシー自体が除雪車両ではないので、除雪車両としては使えるのですが、それが実際に、町道の除雪なんかをやったときにきちんと後ろにタンクを積んで、除雪作業が円滑にできるのかというようなことを考えたときに、なかなか難しいのかなというふうに考えまして、今回は当初の目的どおりである散水車としての車両の購入をさせていただいたという経緯であります。

それと非常時にそのタンクに積んである水を飲み水として使用できないのかという御質問であったかと思えます。

今回の散水車につきましては先ほど深澤議員からも御質問があったとおり、基本的に散水目的ですので、川の水をタンクに入れて、それを散水するというような流れになります。

川の水を一度入れたタンクにまた、水源から地下水を積んでそれを住民の方々に供給することは衛生上できないので基本的にはそれはできません。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君  
ほかに質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和5年第4回幌延町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

(11時19分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 2番 佐藤忠志

署名議員 1番 高橋秀明

以上、記録する。

主 任 横山 薫